

発議第11号

千葉市青少年問題協議会設置条例の一部改正について

千葉市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和3年9月6日提出

提出者	千葉市議会議員	安喰	初美
〃	〃	椛澤	洋平
〃	〃	盛田	眞弓
〃	〃	中村	公江
〃	〃	福永	洋
〃	〃	野本	信正

千葉県条例第 号

千葉県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

千葉県青少年問題協議会設置条例（昭和39年千葉県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）青少年

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される千葉県青少年問題協議会の委員の任期は、この条例の規定による改正後の千葉県青少年問題協議会設置条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、令和4年8月31日までとする。

~~~~~

議 案 説 明

千葉県青少年問題協議会に当事者である青少年が参加することにより意見を反映させるため、条例の一部を改正しようとするものであります。